

## 郵送用戸籍証明書等交付申請書

北方町長様

年 月 日

必要な 証明書 の種類 と通数	証明書の種類	手数料単価	通数	証明書の種類	手数料単価	通数
		戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	450円	通	改製原戸籍謄本	750円
	戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	450円	通	改製原戸籍抄本	750円	通
	除籍謄本	750円	通	戸籍の附票の写し(全員)	300円	通
	除籍抄本	750円	通	戸籍の附票の写し(一部)	300円	通
	身分証明書	300円	通	独身証明書	300円	通

・手数料は市区町村により異なりますので、北方町以外に証明書を請求される場合は、あらかじめ各市区町村にお確かめ下さい。  
 ・偽り、その他不正の手段により交付を受けたときは、過料に処せられます。不当な使用目的の場合は交付できません。

必要な 証明書 の内容	本籍	岐阜県本巣郡北方町		
	筆頭者氏名			
	記載してほしい人の 氏名・生年月日	(生年月日 年 月 日)		
	使用目的	(具体的に書いて下さい)		
		誰の、どのようなことが記載されているものが必要ですか？(必要があれば具体的に書いて下さい。例「〇〇の死亡事項が記載されているもの」「〇〇の出生から死亡までの戸籍」等)		

あなたの 住所 ・氏名	住所	〒 _____		
	氏名	(フリガナ)	●屋間連絡がとれる電話番号(※必ず記入) ( )	あなたと筆頭者の関係 本人・配偶者・子・ 父・母・ その他( )

- 同封するもの●
1. 手数料分の定額小為替(郵便局で購入し、未記入のまま同封してください。切手等では受付できません。)
  2. あなたのお名前と現住所が確認できる書類  
(現在の住民登録地が載った自動車運転免許証や保険証、個人番号カードなどのコピー。  
※パスポート、通知カード不可)
  3. 証明書の返信用封筒(切手を貼って、あなたの住所・氏名を記入してください。会社等への返送はできません。)
  4. 第三者の証明書を必要とする場合は、証明書の使用目的が説明できる資料(契約書のコピーなど)

※請求通数が多いときは、切手を余分に同封してください。  
 (速達にされるときは、通常郵便料金に加えて速達料金が必要です。)

※最近1ヶ月以内に戸籍の届出をされた方は、記入してください。  
 届出の種類 出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他( )  
 届出日・届出先 令和 年 月 日に 市区町村に届出

戸籍・除籍・改製原  
 戸籍・戸籍の附票・  
 身分証明書は、本籍  
 市区町村に請求して  
 ください。

●宛先● 〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1-1  
 北方町役場 住民保険課(戸籍請求)  
 (電話)058-323-1113 内線148

※必要事項が記載されていないと交付できません。電話番号(携帯番号可)は必ず記入してください。